

◎新潟県告示第970号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成25年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
社会福祉法人恩賜財団済生会
- 2 事業の種類
新潟県済生会新潟第二病院ヘリコプター離着陸施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
新潟市西区寺地字浦郷地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

新潟県済生会新潟第二病院ヘリコプター離着陸施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法人恩賜財団済生会新潟第二病院（以下「本病院」という。）に係る事業であることから、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業に要する経費については、起業者の支部組織として本病院を経営する社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会において理事会の承認を得て予算計上されていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本病院は、第二次救急医療機関であるとともに地域医療支援病院の承認や地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院の指定を受けるなど、地域医療を担っている。

災害拠点病院は、原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場（以下「ヘリポート」という。）を有すること、やむなく病院敷地内にヘリポートの確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能なヘリポートを確保することとしている。本病院は、現在敷地内にヘリポートがないため、新潟県庁敷地内のヘリポートを使用することとしていたが、災害発生時の緊急性を考慮し、本件事業により本病院敷地の隣地にヘリポートを整備するものである。

本件事業の実施により、傷病者等を搬送する距離及び時間が短縮されるため、傷病者の身体的負担等も減り救命に努めることができるとともに、公的医療機関として広く人命救助に貢献できることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

本件事業では、起業地周辺に住宅が多いことから、ヘリコプターの運航による騒音・風害等による苦情が考えられるが、地元住民説明会により十分な理解を得ており、得られる利益のマイナス要因は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを新潟市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、本病院敷地内であることが望ましいが、現敷地内での確保が不可能であるため、新たに本病院の近接地に土地を求めるものであり、既に周囲三方向を住宅や商業施設に囲まれている現状を踏まえ、本病院の周辺3箇所を選定し比較検討した結果、本病院との距離、飛行空域の確保及び事業費の面から本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第

3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように災害拠点病院としての必要不可欠な機能の充実強化を図るものである。

本病院は平成8年に災害拠点病院の指定を受けたものの、ヘリコプターから傷病者等が緊急搬送された実績はなく、その主な理由として病院敷地内にヘリポートがないことが挙げられている。

今後、いつ発生するかわからない災害時に人命に関わる救急医療の必要が生じ、道路や橋の損壊により交通が遮断された場合を想定すると、災害拠点病院として一刻を争う人命救助に素早く対応するためには、早期のヘリポートの整備が必要である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市役所財務部用地対策課